

業態転換等支援事業 募集概要

補助金交付対象者

- 1 市内に主たる事業所等を有し、1年以上の事業実績がある中小企業者、又は市内に施設を所有・賃借し、当該施設で1年以上の事業実績がある個人事業主
- 2 市税に滞納がないこと

対象事業

次のいずれかに該当する事業であること

なお、原則として交付決定のあった日以降に着手し、令和6年1月31日までに事業が完了するものを対象とする

- 1 新分野進出事業
日本標準産業分類の小分類を超えて行う事業
例：建設業を営む事業者が飲食店を開店、タクシー事業者が新たに一般貨物事業者運送事業の許可を取得し、宅配サービスを開始
- 2 業態転換事業
新たな生活様式に対応することを目的に販売方法やサービスの提供方法を変更又は追加する事業
例：飲食店がキッチンカーでの販売を開始、飲食店がテイクアウトでの販売を開始
- 3 生産性向上事業
提供する商品・サービスの付加価値の向上や新商品開発、またはデジタル技術等を導入し業務の効率化によるコスト削減を図る事業
例：顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務工程の改善、新しい技術や技法を利用した商品又は既存の技術・技法を応用した従来にない商品を開発する事業

提出書類

- 1 補助金交付申請書、収支予算書（様式第1、2号）
- 2 事業計画書（様式第3号）
- 3 必要経費の見積書、その他事業計画に関する資料
- 4 住民票（法人にあっては履歴事項全部証明書）
※ともに発行から3か月以内のもの
- 5 直近3期分の確定申告書（法人にあっては決算書）
- 6 市税に未納がない証明書（申請月に発行されたもの）

対象経費

1 設備導入費

単価3万円以上の機械装置、運搬具、特殊車両等、ソフトウェア、工具・機器および備品。ただし汎用性の高いもの（一般車両やパソコン、表計算ソフト等）に係る経費は除く。）

2 工事費

店舗や事業所等の新築、改造および改装に係る経費

3 広告宣伝費

ホームページ作成・改修費、パンフレット作成費、メディア広告掲載費等（広告宣伝費は補助対象経費を合算した額の1/3以内とする）ただし、補助事業以外の自社の製品・サービス等の広告や会社全体のPR広告に係る経費は対象外

4 新商品・サービス開発等に係る試作費

原材料及び副資材の購入費用等、試作品の制作に係る経費（外部委託する場合は補助対象経費を合算した額の1/2以内とする）

5 専門家謝金・旅費

本事業におけるICTやその他専門家への謝金や旅費。上限20万円。

6 公的認証等取得経費

公的な認証等の取得や必要な資格の取得、研修等に係る経費

補助金交付までの流れ

1 応募

2 審査

3 交付申請

4 交付決定通知

5 事業着手・完了

6 事業実施・実績報告

7 補助金確定通知

8 補助金請求

9 補助金交付